

此巡檢で獨り他で多く見ることの出来ない氷河を専門學者の案内で見ただかりでなく色々の學術上趣味があり容易に人の行くことの出來ない地方の現象を實見することを得たのは實に幸福

とするところで茲に其當時見聞したことを簡單に記したのである、只火災の爲め材料や寫眞が焼失したから記載が甚だ不完全であることを遺憾とするのである。

世界に於ける魔術の分布 (二)

夏 見 寬 治

往昔、日本に於て行はれた調伏の法なるものもまた類似の法則に基く魔術で、武家俗説辯に依れば、『俗説に、古、朝敵天下に起る時は必ず調伏の法を行はる、承平の將門、天魔の純友の如き、皆是れ調伏するに依つて、法威に服して忽ち靜謐せり云々』とあつて、『干戈を用ひず、人命を損せず、貨財を費さず、國邑を擾亂せず、實に有難き法術』と考へられて居たものである。この將門の調伏なるものが如何なる方法に依つ

て行はれたかといふと、將門記に、『山々阿闍梨、修邪滅惡之法、社々神祇官、祭頓死頓生之式、一七日之間、所燒之芥子七斛有餘、所供之祭新五色幾也、惡鬼名號燒於大壇之中、賊人形像著於棘風之下、五大力尊遣侍者於東土、八大尊官放神鎗於賊方、云々』とあつて、これは底哩三昧耶不動尊聖者念誦祕密法にある『又法用芥子及諸毒藥、二種相和、作彼爲障者形像、而用途之、令彼身如火燒速中傷、故云速被著也、

乃至大梵等爲障、尙被能著、何況餘耶。』より來てをり、賊の形像を作つてこれに芥子と毒藥とを塗つたもので、また阿吒薄拘付囑呪には『若一切惡人、欲令屈伏、使和解者、可作一木人、長一寸、令木人面向北壁、呪師面向東、誦呪一百二十遍、日進一掬土、木人被沒盡、其人卽不伏來、亦法欲斷一切赤舌人、精心用意、無有無效、紙上畫惡人名、伏符安衣領中、人見卽歡喜。若敢兵死人血、書惡人名字、亦畫惡人形、以符口中、一切人使病癩舌、自入肚結著確尾下、隨意吞之、三日內惡人自縛不休』とあつて敵の形像が木を以て刻まれ、或は死せる人畜の血を以て描かれてそれに危害が加へられてゐる。

蜀山人全集半日閑話を見ると『文化七庚午年四月廿三日の朝、神田藍染川に犬ありて一つの箱を喰ひ破れり、中に藁人形あり、蛇をまごひ蛇の頭より大なる針を打付たり、あやしければ公廳に訴へしとなん』とあるがこれもその一例である。日本に於ける危害を目的とする摸倣魔術中最も人口に膾炙し最も悽愴を極むるはか

の丑の刻參りであつて、百家説林鬼園小説に載せたる快雪堂主人岡雄の次の如き七言古體はその真相を最もよく傳ふるものである。『夜入四更人語歇、落月光月滅冷透骨、情面閻羅懷肉及、足躡木履度幽峻、自謂天地人間知、松杉深處有所思、胸懸明鏡頂載火、火能照鏡、鏡照姿、數幅白衣白於雪、朱唇黑髮烏雲垂、右手金鏡左手釘、釘則五寸鎚倍之、三釘四釘七七釘、四十九釘數盡時、受釘老杉宛百丈、更無一葉留在枝、奈何使無心根抵、枯稿不終千萬歲、此時山魃林魑絕、天根地紐似可裂、吾聞荆楚俗能呪詛人、宜掘兩穴、奈何獨將窈窕身、妬及毒手好刺人。』

また文献に依りて同様の魔術を支那に求むれば、蒙求抄に依れば漢の武帝を呪詛せんがために太子戾が武帝の人形を桐の木を以て作つて地中に埋めたと讒言した者があり、五雜俎には『元世祖、誅阿合馬、籍其家、有妾名引住者、搜其藏、得二熟人皮於櫃中、兩耳俱存、扁鑰甚固、問莫知爲何人、但云、詛呪時置神座上、甚應如響、漢時宮中巫蠱、但得木偶人耳、未聞以人皮者也、

近來妖人有生割割人、而攝其魂以爲前知之術者、蓋起於此、若樟柳神靈奇、又其小者耳、成化間、妖人王臣篋中、有二木人、聽其指揮、此亦巫蠱之遺法也』なる文がある。

第二の法則、即ち接觸の法則に依る魔術は、一度接觸してゐたものは、その物理的の接觸が斷られた後にも交感的關係にあつてその一方に對してなされたことは他の一方にも感ずるといふ信念に基くもので、その最も普通な例は人の身體とその一部、即ち斷られた爪髪、或は一度着用したる衣服裝具又はその斷片、所持品等はその身體から離れた後にも其間に魔術的交感が存在すると云ふ信念から來るものであるがこの迷信は殆んど世界的で、日本紀神代紀合解に『人を呪詛する時に爪髪をとつてまじなへば其罪必ず歸其人也、爪髪をば聊爾不可棄ぞ、去程に一年の髪の落をとりあつめて、節分の夜かくして、みくしかげといふぞ』とあり R. Parison の Dreissig Jahre in der Südee には『Niisson の Dreissig Jahre in der Südee には『ニッソンのガゼル半島の土人間では呪詛をして

效果あらしめんためには相手方の身體の一部、例へば爪髪、或はその衣服の一部、或はその排泄物、その食物の殘滓、その唾、その足痕が咒符として使用されなければならぬと信せられ、土人は一定の型式を有する咒文を誦しつゝ掌にのせたる灰を空中へ吹き飛ばして咒詛を行ふ。これらの土人の棲所が一般に清潔なのは土人が潔癖を有するがためでなくて、他人に咒詛の目的物を提供するを恐れ家屋の内外の掃除に注意するからである。』とある。

接觸の法則に基く魔術の内、咒詛、禁厭に屬するもので最も普遍的なるものは身體の一部を應用するもので、そしてその最も世界的なものは齒に關するものである。下齒の脱けた時それを屋上に投げ、下齒の脱けた時それを土中に埋むることは古來日本で行はれてゐることであるが、獨逸では兒童の乳齒の脱けた時にはそれ鼠の出入する穴に入れ置くことが慣例となつてゐる。それは鼠の美しい鋭い齒にあやがつて兒童に丈夫な齒が生じ、一生齒痛を患うることがない

と信せられてゐるからで、南部スラヴオニア人の兒童はその齒の脱したる時は暗い場所へ行つてその齒を棄て、『鼠よ、鼠よ。さあ私の骨の齒をあげるからその代りにお前の鐵の齒をおくれ』と叫ぶことを教へられ、南露西亞の猶太人の兒童の間にも同様のことが行はれてゐる、しかしこの場合には齒は屋根の上へ捨てられる。

太平洋のララトンガ *Rarotonga* ニウ・ギニアとセレベスの中間にあるセラングラオ *Sarangha* 及びゴロング *Gorong* 群島、ニウ・ギニアの南西にあるケイマス諸島、比津賓呂宋のイロカン人 *Ilocans* の間にも同様の慣例が存し、スワビアに於ける迷信は極めて野蠻で兒童の齒が生へ始める時には生きた鼠の頭を自分の齒で噛み切りそれに絲を附して兒童の頸に掛ける、これはさうすれば兒童の齒の成長が速かであると信じられてゐるからで、ボヘミアでも同様のことが行はれるがこゝでは鼠の頭を三個赤い絲で兒童の頸へ掛けなければならぬ。

前述のものはみな鼠を對象として行はれるも

のであるが、錫蘭島では栗鼠がその對象とされ、ヴィクトリアの蠻人間ではカンガル、ボヘミアの或る地方及び伯林では狐の齒が護符として兒童の頸又は腕に掛けられ、チエロキー印甸人 *Cherokee Indians* は海狸、マセドニアでは鳥をその對象とし、英領コロンビアのトムソン印甸人 *Thompson Indians* は兒童の齒が脱けた時には父親をそれを生の羊肉に挿し込んでそれを犬に與へる。これは犬の鋭い齒にそれが觸るゝことに依つて、あとから生へる兒童の齒がそれにあやかると信せられてゐるからである。また亞刺此亞人は脱けた兒童の齒を太陽に向つて捨てる、これは太陽に『毒のやうに白く艶のある齒』を要求するのである。(完)